

世界知的所有権機関における最近の動向について (第 30 回著作権等常設委員会結果概要)

平成 27 年 9 月 15 日
文化庁 国際課

1. 概要

平成 27 年 6 月 29 日 (月) ～7 月 3 日 (金)、世界知的所有権機関 (WIPO) において、著作権等常設委員会 (SCCR) 第 30 回会合が開催された。今次会合では、これまでと同様に、放送条約、及び権利の制限と例外の議論に同等の時間が配分された。あわせて、本年 10 月に開催が予定されている WIPO 一般総会 (WIPO の最高意思決定機関) への勧告についても議論が行われた。

2. 各論

(1) 放送条約

(ア) 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール (条約) の策定を目指して議題化され、現在、2007 年の一般総会のマンデート (伝統的な意味での放送機関の保護を定めること (但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外)) にしたがって議論を継続しており、議論の基礎となる単一の作業文書 (SCCR/27/2rev : 資料 3-2) が作成されるに至っている。本議題は、日米欧のみならず、WIPO 全体の議論の停滞の一因であるアフリカ諸国を含め、途上国も総じて条約策定に前向きである。

(イ) 議論の概要

これまで非公式専門家会合において集中的に議論されてきた、定義 (5 条)、適用の範囲 (6 条 : 保護される送信媒体)、及び保護の範囲 (9 条 : 保護される行為) について、全体会合 (発言は公式記録として残る。)において議論がなされた結果、次回会合以降、これらの論点については、概念的な議論から具体的なテキストに基づく詳細な議論に移行することとされた。各論点に関する議論の内容は以下の通り。

(a) 定義

“放送機関”、“放送”、及び“信号”の定義について議論が行われた。特に、放送機関を如何に定義するかという点は、放送条約の受益者 (伝統的放送機関 (※ウェブキャスター¹は含まない。)) を適切に特定する意味でも非常に重要であることにつき、加盟国の間で共通理解が形成されるとともに、我が国から指摘した、放送機関を定義するには既存の条約 (WPPT や北京条約等) にある“放送”の定義を用いることが有用である、という点につき多くの国から支持が表明された。

¹ 伝統的放送 (有線放送) を行わず、番組のインターネット上の送信のみを実施している機関。

(b) 適用の範囲（保護される送信媒体）

技術的中立の観点から、送信媒体（伝統的放送・有線放送、及びインターネット上の送信²）に係らず保護を与えるべきであると多くの国が主張する一方で、インドは、国内のプラクティス³を紹介しつつ、インターネット上の送信の保護については慎重な姿勢を維持した。

(c) 保護の範囲（9条：保護される行為）

議論の対象となっている行為⁴のうち、同時あるいはほぼ同時の再送信について、本条約に規定することについて共通認識があることが確認された。固定物に基づく（再）送信を始めとする固定物に関する規定については、EUがこれを置くべきとする一方で、固定物（コンテンツ（著作物））の保護と重複することを理由に、米、インドが引き続き懸念を示し（但し、重複に問題がある理由について明確な説明なし。）、次回以降のテキストに基づく議論にて妥協点を探ることとなった。

(2) 権利の制限と例外

(ア) 経緯等

著作権等の権利保護だけでなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在、議論対象の制限例外は、(i) 図書館とアーカイブのためのもの、と、(ii) 教育、研究機関等のためのもの、の2種類である。二つの議題とも、各国で既に設けられている制限例外措置は、社会的背景の多様性に起因し、国毎に多種多様であるために、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

(イ) 議論の概要

前回に引き続き図書館とアーカイブのための制限例外のみ実質的な議論が行われた。議論の進め方について、①条約形式のテキストに基づいた議論を強く望むアフリカ諸国・ラ米諸国等、②経験の共有を行うことで十分であるとするEU、③法的拘束力のある文書を策定することは望まないものの、加盟各国が国内で制限例外を定めるに当たって参考となるような、高いレベルの目的と原理についての合意を目指すべきとする米、等異なる立場が主張され、協議がなされた結果、作業文書(SCCR/26/3)において取り上げられている11のトピック⁵について、具体的な成果物を予断することなく、目的と原理について議論を継続することで合意が得られた。

² 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト（放送番組の同時ウェブキャスト）、(ii) 放送番組の異時のウェブキャスト、(iii) 放送番組のオンデマンド送信、(iv) インターネットオリジナル番組の送信、の4つに分類している。このうち(iv)については条約の適用対象外とすることでほぼ合意に達している。我が国は、条約の早期採択の観点に鑑み、インターネット上の送信を任意的保護の適用対象とする提案を2013年12月に行った。

³ インド国内では、伝統的放送を行う場合の放送機関と番組製作者等の間の契約と、インターネット上の送信を行う場合の送信機関と番組製作者等の間の契約とは、全く別個のもので独立しているため、両者を同列に扱うのは不適切と説明。

⁴ 現在の議論では、対象となる行為を、(i) 同時あるいはほぼ同時の再送信（媒体問わず）、(ii) 固定物を用いた（再）送信（媒体問わず）、(iii) (ii)以外の固定関連行為（固定、複製、譲渡等）の3つに分類している。

⁵ (i) 保存、(ii) 複製権と保全のためのコピー、(iii) 法定納本、(iv) 図書館貸出し、(v) 並行輸入、(vi) 国境を越えた使用、(vii) 孤児著作物等、(viii) 図書館とアーカイブの責任制限、(ix) 技術的保護手段、(x) 契約、(xi) 翻訳権。

(3) 総会への勧告

WIPO 一般総会では毎年、次年度の SCCR の各議題の議論の方向性を決定することとされており、一般総会前最後の SCCR では、一般総会に向けた勧告が行われるのが通常であるところ、勧告の内容について議論が行われた。議長から、放送条約について、2017 年の外交会議開催の可能性を示唆するような勧告案が提示され、各国とも受入れ可能な姿勢を示したものの、制限例外に関する勧告に、法的文書の可能性を示唆する文言を入れるか否かについての先進国と途上国と間の懸隔を埋められなかったことから、結果的にパッケージとして合意を得るに至らず、何ら勧告を採択することはできずに閉会した。

次年度の議論の方向性については一般総会（10 月 5 日（月）～14 日（水））にて、改めて議論される予定である。

3. 今後の予定

第 31 回 SCCR は、2015 年 12 月 7 日（月）～11 日（金）の日程で開催予定。